

2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ャ ノ メ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 真
(コード：6445 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 土 井 仁
(TEL 042-661-3071)

当社の会社支配に関する基本方針および当社株式の大量取得行為等に関する対応策の導入 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の一部を見直すとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、当社株式に係る大量取得行為等に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当社は、2024 年 10 月 17 日および同年 11 月 21 日において、MM Investments 株式会社（以下「MM 社」といいます。）との面談（以下「本面談」といいます。）の席上、MM 社から、将来的には当社を三井松島ホールディングス株式会社（MM 社の完全親会社であり、以下「三井松島 HD」といいます。）のグループ傘下とすることも検討している旨の説明を受けました。

本面談後、MM 社は、同年 11 月 29 日付で株券等保有割合にして 5.03%（議決権保有割合にして 5.42%）の当社株券等を保有する旨の大量保有報告書を提出し、その後も当社株式を継続して買い集めており（以下、MM 社による当社株式の買集めを「本株式買集め」といいます。）、2025 年 3 月 26 日付変更報告書 No.2 によれば、同年 3 月 18 日時点で、当社株券等に係る株券等保有割合にして 8.34%（議決権保有割合にして 8.54%）に相当する当社株式を保有するに至っております。

MM 社からは、上記のとおり、当社を三井松島 HD のグループ傘下とすることを企図している旨の説明がなされた一方で、MM 社が当社株券等に関して提出した大量保有報告書およびその後の変更報告書において、当社株券等の保有目的を「純投資」とのみ記載し、重要提案行為等は「該当事項なし」と記載していました。これを受け、MM 社がいかなる意図や

目的をもって本株式買集めを行っているのかについて疑義が生じたことから、当社は、MM 社に対し、2025 年 2 月 17 日に、具体的な目的、想定買収価格、取得株式数等や経営方針等に関して十分な説明をいただけていないということを申し入れました。しかし、その後も、これらの事項について MM 社から十分な具体的説明がない状況が続いております。

当社といたしましては、MM 社による本株式買集めその他の当社株式の取得が大量取得行為等（下記三 3.(1)で定義されます。以下同じです。）に発展した場合には、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当社や当社の一般株主の皆様に対し、十分な情報や検討時間を提供するものではないことを危惧しており、MM 社による本株式買集めは、このような状況を懸念する一般株主の皆様に応募を強いる（即ち、強圧性を有する）可能性があると考えております。また、当社は、このような大量取得行為等は、株主の判断のために有益な情報が、買収者から適切かつ積極的に提供されるべき旨を定めた、経済産業省作成に係る 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針」の第三原則（透明性の原則）（同指針 2.1 参照）に抵触するおそれがあるとも考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、今後、MM 社またはその他の当事者による大量取得行為等が行われるに至る場合も想定し、かかる大量取得行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大量取得行為等または当社の経営方針等に関して大量買付者（下記三 3.(1)で定義されます。以下同じです。）と交渉または協議を行なうことができるよう、かかる大量取得行為等については、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、本日、基本方針の一部を見直すとともに、本プランを導入することを決議いたしました。当該取締役会においては、本プランの導入について、社外取締役 6 名（監査等委員である取締役 3 名を含みます。）を含む取締役全員の賛成によって決議されております。

なお、本プランは、既に具体化している本株式買集めを受け、MM 社またはその他の当事者による大量取得行為等への対応を主たる目的として導入されるものです。

また、本プランは、取締役会の決議により導入され、本日付で効力が生じるものですが、2025 年 6 月開催予定の当社第 99 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）後に最初に開催される取締役会の終結時までを当初有効期間とし、本総会において本プランの更新を議案としてお諮りさせていただくことを予定しております。仮に、本総会において、本プランの更新に関して、株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。

さらに、本プランに基づく対抗措置（注 1）は、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）（注 2）による承認が得られた場合であって、かつ、大量買付者が大量取得行為等を撤回しない場合に限り、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動することとしております。大量買付者が本プラン所定の手續を遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前

に大量取得行為等を実行しようとする場合は、当社は、独立委員会による勧告を最大限尊重して取締役会決議により新株予約権無償割当てを先行して行う予定ですが、その場合であっても、当社株式を対価とする当該新株予約権の強制取得（即ち、非適格者（下記三 4.(1)⑤(a)で定義されます。以下同じです。）の保有する当社議決権の希釈化）については、株主意思確認総会による承認（注 3）が得られた場合にのみ発動されます。株主意思確認総会による承認が得られなかった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で強制取得する予定であり、その場合、希釈化は生じません。詳細につきましては下記三 3.(2)⑤に記載しております。

（注 1）具体的には、(a)差別的行使条件等および取得条項等が付された新株予約権の無償割当てを行い、(b)それに続いて、当社株式を対価として、非適格者以外の者が保有する全ての当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること等です。

（注 2）会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。以下同じです。

（注 3）取締役会決議により新株予約権の無償割当てを先行して行った場合であっても、当社が、非適格者以外の者が保有する全ての当該新株予約権を当社株式を対価として強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化することについてご承認をいただくこととします。

なお、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会を設置し、当社の独立社外取締役 3 名を独立委員会の委員に選任いたしました。詳細は、別紙 1「独立委員会規則の概要」および別紙 2「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。

また、会社法および金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令および省令等ならびに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

記

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株式の大量買付について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大量買付を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、家庭用ミシンのリーディングカンパニーとして、高品質・高付加価値の製品開発を追求し続けることで、「品質のジャノメ」として世界のお客様に高い評価をいただいております。当社の企業価値の源泉は、そのような高品質・高付加価値の製品開発を実現するためのモノづくり文化を支える確かな技術力と人財、そして長年のお客様との信頼関係により築き上げたブランドとグローバルネットワークにあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行うものは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1964（昭和39）年に世界初のミシン総合研究所を設立以来、家庭用ミシンのリーディングカンパニーとして、高品質・高付加価値の製品開発を追求し続けてきました。また、家庭用ミシンメーカーとして培った技術を応用して発展した産業機器分野で

は、サーボプレスをはじめ卓上・直交ロボットやスカラロボットといった高性能な産業機器製品を開発・生産し、自動車関連やスマートフォン等の精密機器関連を中心に、大学や研究機関、食品業界など幅広い業界で使用されています。「品質のジャノメ」として世界のお客様に高い評価をいただいている当社の製品は、東京都八王子市の本社敷地内にある東京工場と、台湾・タイの3工場で生産しています。本社において生産を厳密にコントロールし、最適な生産体制を構築するとともに、マザー工場である東京工場では家庭用ミシンと産業機器を生産しており、長い歴史の中で蓄積された製造技術のノウハウを台湾・タイの各工場に展開しています。

変化の激しい現代社会において、当社の企業価値を維持・向上していくためには、こうした当社の企業価値の源泉を将来にわたり磨き続け、開発・生産のスピードアップと高品質の両立を実現していくことで、お客様のニーズを的確にキャッチし、ニーズを反映した製品を提供していくことが重要であると考えています。

2. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、中長期的に持続的に成長する企業集団を目指しております。短期的に会社の規模や売上高の増大を求めて満足するのではなく、商品とサービスのご提供を通じて社会・文化の向上への貢献に堅実に取り組みながら、そこで得られた利益が次の成長に繋がるような持続的成長企業となることが目標であり、また課題であると考えております。

企業が成長するための要素は様々ですが、当社の強みは、創業以来培ってきた「信用」であり、またこれを支えているのは当社製品の「品質」への評価であると考えています。当社グループは、引き続き、現状に満足することなく、品質の維持・向上に努めてまいり予定ですが、そのための企業価値向上のための具体的な取組みとしては、以下のとおりです。

(1) サステナビリティ・ガバナンス経営の推進

「持続的（＝サステナブル）」は、当社の事業経営・ビジネスモデルが持続可能とすることを指すのは勿論ですが、同時に当社が存在し活動する基盤となる社会・環境・経済が持続可能であることは、その前提であると考えており、その中で当社グループは、持続的企業価値の向上を目指しております。当社グループは、これまでも、ESGの重要性に鑑み持続可能な社会の実現に貢献することが、企業の社会的責任であるとの認識の下、ESGのそれぞれの視点に立った事業活動を通じ、SDGsの各目標のうち持続的成長に向けた重要課題（マテリアリティ）を選定し、その達成に取り組んでまいりました。引き続きこの姿勢は堅持しつつ、社会や環境に対し負荷を与えないような事業活動を目指すことに止まらず、広く持続可能な社会や環境に貢献するためにできることは何か、という課題に使命感を持って向き合い、持続的な企業価値の向上と一体的に取り組んでまいります。

(2) 中期経営計画

当社グループは、これからの 100 年に向けた持続的な成長に向け、中期経営計画「Move! 2027」を策定し、2026 年 3 月期を初年度として、戦略別基本方針を掲げ、家庭用機器事業では「ブランドアイデンティティの確立・強化/製品投入によるシェア拡大」、産業機器事業では「重要市場への注力/高付加価値製品の販売強化による売上・収益性の強化」、IT 関連事業では「他事業の価値向上に向けた連携強化及び既存事業の収益性維持」、人事戦略では「人事戦略の遂行により、働きがいの向上と事業推進力の強化の好循環を構築」、財務戦略では「創出したキャッシュの戦略的アロケーションにより持続可能な成長を実現」の方針を進めてまいります。

家庭用機器事業では、消費者ニーズを踏まえた研究開発と生産体制の効率化により、アメリカ・ヨーロッパ等の成熟市場における高機能・高付加価値製品、ならびにインド等の成長市場への最適製品を提供してまいります。産業機器事業では、インド等の重点拠点や新規エリアへの営業活動の強化と高付加価値製品の拡大による収益性の強化を図ってまいります。IT 関連事業では、ソフトウェア開発をはじめとした既存領域の成長、および家庭用機器事業・産業機器事業の価値向上の資する IT 新領域の拡大を図ってまいります。

(3) 家庭用機器事業

当社グループは、家庭用ミシンの市場としては、北米、欧州を重要市場と位置付けて、特に高付加価値製品の売上拡大を図っております。その他の市場におきましても、その市場ごとのニーズを的確につかみ、サービス・サポート体制の強化とブランドの浸透により普及に努めております。国内市場におきましても、各販売店との販売チャネルや SNS を活用した情報発信、展示会や講習会を通じてお客様のご要望に応え、リーディングカンパニーとして、業界をけん引してまいります。今後も手づくりの楽しさ、ミシンの魅力の訴求に力を入れて長期的な活動として取り組んでまいります。

反面、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化などその他地政学リスク、米国の通商政策による世界経済の下押しリスクにより足元の経営環境は不透明感が続いております。当社グループは、北米や欧州、大洋州をはじめ、中南米、アジア・中東など世界各国で販売しておりますが、今後の外的環境から受ける影響も踏まえ、未開拓市場や有望市場の開拓を進めております。インド市場では、耐久性に定評のある当社製の軽合金ミシン販売を拡大し、地盤強化をすることで、リスク分散と更なる事業成長を図ってまいります。

(4) 産業機器事業

当社グループの産業機器事業は、卓上ロボット、サーボプレスおよびダイカスト製品を主たる事業商品として、ミシン事業に次ぐ第二の事業分野と位置付けております。卓上ロボットは、ねじ締めや塗布をはじめとする多様な用途に対応し、工場の様々な

工程で活用されており、サーボプレスは、その動力がサーボモーターであることから、他のプレス機にはない高機能・高精度や環境優位性を実現し、多くの生産現場でご使用いただいております。また、ダイカスト製品は、産業用ロボット向けや精密機器、自動車関連を中心に利用されております。

市場規模は、脱炭素社会の実現や製造業の省力化・省人化・電動化・省エネ化ニーズの高まりに伴い、拡大が期待されます。一方、特定市場への依存度が高いことや、EOL（電子部品の生産終了）対応による研究開発 工数の逸失が課題であり、安定した収益構造の構築が必要です。引き続き、技術力、開発力の強化を行い、特に有望市場や未開拓市場でのサービス・販売拠点の拡充を図り、また、パートナー企業とより一層協力関係を築き、新しい用途の可能性に繋がる提案型営業を進めてまいります。

産業機器の重要市場と位置付けている中国における経済減速による消極的な設備投資の傾向の影響から中国向け輸出の低下傾向が続いており、世界的な設備投資計画の遅延など当社を取り巻く事業環境は厳しい状況です。リスク低減および未開拓市場の開拓を図るため、インドに販売拠点を設立し、更なる売上拡大を推進しております。

眼前には様々な懸念が飛び交うものの、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や、主力市場である自動車産業の変化に対応していくなど、中長期視点では市場の拡大が見込まれます。既存分野に捉われず、医療やインフラなどの新規開拓に向けて積極的にアプローチをかけながら、産業機器事業の早期回復を図ってまいります。

(5) IT 関連事業

当社は、社内のコンピュータシステム導入による電算処理のノウハウを活かし外部に提供できるよう、1970年にグループ会社である(株)蛇の目電算センター（現株式会社ジャノメクレディア）を設立いたしました。それから50年以上、目まぐるしく変化し続けるIT業界において自らも進化しながら時代に対応し、お客様に確かな技術とサポートをお届けしてまいりました。その結果、IT関連事業は、当社グループの主要事業セグメントとなる程の成長を遂げました。

現在の株式会社ジャノメクレディアの強みは自社運用型サーバを基幹とするシステム構築・管理です。一方で企業ではクラウド型サーバの導入が進む中、DX化の急激な波が押し寄せるなど、IT企業に求められるスキルも変化および多様化してきております。IT企業として更なる成長を目指すためには、時代に必要なとされる技術を先読みし、これらの分野の経験を積む必要があります。現状を好機と捉え、まずは当社グループ内でDX化のためのシステム構築経験を蓄え、そのノウハウを強みとして外部へ向けて提供し、更なる収益増、および事業拡大を図ります。

(6) 研究開発・生産体制

当社は、国産初のミシンメーカーとして創業して以来、技術の改良を重ね、革新的機能の開発には常に先進的役割を果たしてまいりました。また、産業機器分野には、ミシンメーカーとして培った技術を応用・発展するなどして、高機能・高性能の商品

開発を実現し、市場に送り出してまいりました。

当社は、「品質のジャノメ」として、世界のお客様に高い評価をいただいておりますが、今後もより高品質で耐久性に優れた商品を開発・生産し、信頼あるものづくりを行ってまいります。新たな価値創造の実現のため、先進デジタル技術の導入や、改善活動をキーワードに開発効率・スピードの向上に努めている他、新規要素の開発、各子会社との連携に取り組んでおります。また、市場のニーズを的確に捉えた魅力ある商品をスピーディーにご提供してまいります。さらには、適地適産化や部品の社内加工化を念頭に、原価低減・生産性向上を推し進め、機動的な生産体制を構築するとともに、社会的要請が高まる環境に配慮した製品の開発や製造工程における環境負荷低減にも一層取り組んでまいります。

(7) 人的資本

当社グループは、働く全ての社員が社業の発展に向けて主体的・意欲的に取り組むことで、企業競争力や労働生産性を向上させ、それと同時に私生活も充実して過ごせるようにすることが目指すべき働き方であると考えております。当社グループは、業務での取り組み方や勤務態勢の見直し、時間外労働の縮小、年次有給休暇の積極的取得を一層進め、これらにより労働生産性を向上させ、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ってまいります。

多様性の観点では、女性・外国人・中途採用者・障害者などの多様なバックグラウンドを持つ人財の積極的な登用を進めてまいります。そしてそれらの人財が働きがいを持って能力を発揮し、自らのアイデンティティが組織の成果達成に効果的に機能しているという実感を伴うよう、一体感を醸成してまいります。従来にない文化や価値観、考え方、新しい発想を尊重し、時に健全なコンフリクトも厭わずに取り入れていくことで、革新的なイノベーションの創出に繋げてまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化と、権限委譲による迅速な意思決定・業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性の向上を図るため、監査等委員会設置会社制度を導入しています。

取締役会では、経営に関わる重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っています。現在の取締役会は、取締役12名（内、社外取締役6名）で構成されています。社外取締役はそれぞれが企業経営・法務・金融・財務・会計など豊富な経験・知見を有しており、中立・客観的立場から意見表明や提言を行うなど、適切な監督機能を果たしています。なお、社外取締役の内、5名は当社が定める独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。また、取締役会の諮問委員会として、取締役等の指名・報酬等に関する重要事項を審議し、これらの事項に関する客観性および透明性を確保することを目的に、指名・報酬等諮

問委員会を設置しております。当委員会は、委員４名（内、独立社外取締役２名）で構成し、その委員長は独立社外取締役が努めております。取締役会の諮問機関として、当社の取締役・執行役員・フェロー等の選任・解任等および報酬等に関する事項を協議しています。

監査等委員会は、取締役会における議決権の行使や株主総会における取締役候補者の指名・報酬等についての意見陳述権の行使等を通じて、取締役会の意思決定と取締役の業務執行状況の適法性・妥当性等を監査しています。また、内部監査室、経理部等から定期的な報告を受け、意見交換や情報提供を行うなど監査の実効性、効率性を確保しています。

なお、リスク管理体制については、リスクを把握し事前に対応すること、またリスクが顕在化した場合、その影響を最小限にとどめ業務の早期復旧を図ることを目的として、リスク管理委員会を設置しています。同委員会は、取締役を委員長に部長職以上で構成され、グループリスク管理体制の整備や教育、情報の収集などを行うとともに、当社および当社グループ各社のリスク評価を行い情報を共有し、その管理・低減に努めています。また、サステナビリティ推進委員会やコンプライアンス委員会などの各種委員会を設置し、当社グループ全体のリスクを総合的にマネジメントする体制を構築しています。

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

三 本プランの目的および内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大量取得行為等を受け入れるか否かの判断を十分検討した上で適切に行うためには、当該大量取得行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認が適切になされるためには、その前提として、大量買付者からの必要十分な情報提供および株主の皆様における検討時間を確保することが必須であると考えております。そのため、大量取得行為等がなされる場合に、大量買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大量取得行為等の

実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、本プランを設定いたします。

以上のとおり、当社取締役会は、大量買付者に対し、本プランに従うことを求めます。また、当該大量買付者が本プランに従わない場合には、本プランに従って株主の皆様の判断を得る機会を確保できるよう、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

2. 本プランの概要

(1) 本プランに係る手続

上記のとおり、当社としては、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますので、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大量取得行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本プランは、株主の皆様によるご判断の前提として、大量買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大量取得行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大量買付者が、下記 3. に記載した手続を遵守せず、下記 3.(2)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前に大量取得行為等を実行しようとする場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

(2) 独立委員会の設置

当社は、本プランの運用に関して、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規則（概要につきましては、別紙 1 をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際

して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(3) 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記(1)で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件、および非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条ないし第 279 条）の方法により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記 4.をご参照ください。）。

(4) 当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 対象となる大量取得行為等

本プランにおいて、「大量取得行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付その他の取得行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が 20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の取得行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じとします。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付その他の取得行為、または
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとし

ます。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注4)を樹立する行為(注5)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。

を意味します(ただし、いずれも事前に当社取締役会が本プランを適用しないことに同意したものを除きます。))。

また、「大量買付者」とは、上記のとおり、かかる大量取得行為等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)ならびに(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーまたはこれらの者が実質的に支配しもしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。ただし、本プランにおいては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」(株券等保有割合の計算にあたっての除数)は、「当該発行者の発行済株式の総数(当該発行者が自己株式として保有する株式を除く)」と読み替えます。)または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け

等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、（イ）同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、（ロ）当該保有者またはその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびにこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに（ハ）上記（イ）または（ロ）に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないとする旨の取締役会による認定がない限り、本プランにおいては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本プランにおいては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、および総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注 3）株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

（注 4）「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

（注 5）本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本プランにおいては、仮に本プランの導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大量買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①もしくは②に掲げる買付行為（疑義を避ける

ために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、または新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大量取得行為等」として取り扱うこととします。

そのため、仮に、本プランの導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①もしくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、または新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本プランに定める手続に従うことが必要となります。

(2) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本プランは、株主の皆様が、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本プランは、株主の皆様が当該大量取得行為等の是非を熟慮される前提として、大量買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大量買付者から大量取得行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大量買付者には、以下の手続に従っていただくものとします。

① 大量取得行為等説明書の提出

大量買付者には、本プラン導入後に大量取得行為等に該当する行為を行う場合は、その 60 営業日前までに、大量取得行為等説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。大量取得行為等説明書には、実行することが企図されている大量取得行為等の内容および態様等に応じて、金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大量買付者の代表者による署名または記名押印をしていただき、当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大量買付者から大量取得行為等説明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大量買付者に対し、遅くとも当社取締役会が大量取得行為等説明書を受領した日から 5 営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項目は別

紙3のとおりです。その具体的内容は、大量買付者の属性および大量取得行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨および当該情報の内容を、株主の皆様が、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要または有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大量買付者から受領した情報では、大量取得行為等の内容および態様等に照らして、株主の皆様において当該大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨および当該情報の内容を、株主の皆様が、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要または有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大量買付者から大量取得行為等説明書を受領した日から60営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大量取得行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大量取得行為等説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

また、当社取締役会は、当初の取締役会評価期間の経過後も上記評価・検討を行うために必要な情報・時間が不足するものと合理的に認める場合には、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長20営業日延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、適用ある法令等に従って、延長を行う理由および延長期間を適時適切に開示します。

今後の大量取得行為等は、取締役会評価期間の経過後（ただし、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決および同総会の終結後）でなければ実施してはならないものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大量取得行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後実務上合理的な範囲で速やかに準備の上で株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の

決定に際しては、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大量取得行為等がなされることに代わる当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主の皆様には、大量取得行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大量取得行為等の態様等も踏まえ、適切に当該株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大量買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大量取得行為等を実施してはならないものとし、既に大量取得行為等が実施されている場合には、買付けの中断や公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認したにもかかわらず、大量買付者が大量取得行為等を中止または撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記 4.に記載する対抗措置（(a)差別的行使条件および取得条項等が付された新株予約権の無償割当て、および(b)それらに続いて、当社株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

ただし、大量買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大量取得行為等を実行または継続しようとする場合には、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かに

関し、大量買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできなくなります。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、特段の事由がない限り、株主意思確認総会の開催に先立ち、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを実施する予定です。もっとも、その場合であっても、当社株式を対価とする本新株予約権の強制取得（即ち、非適格者の保有する当社の議決権の希釈化）は、株主意思確認総会による承認が得られた場合にのみ実施されます。株主意思確認総会による承認が得られなかった場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で強制取得する予定であり、その場合には、希釈化は生じません。

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、当社は、当社取締役会の評価、判断および意見ならびにそれらの理由その他の適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本プランに基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権の無償割当て決議に際して当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、

原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注 1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注 2）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

- (i) 大量買付者（大量買付者および大量買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第 14 条の 7 第 1 項第 2 号）をいいます。）
- (ii) 大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項および第 6 項）
- (iii) 大量買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第 9 条第 1 項第 2 号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv) 大量買付者の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項）
- (v) 大量買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi) 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受けまたは承継した者
 - (y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注 3）

（注 1）ただし、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

（注 2）当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

（注 3）「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーまたはこれらの者が実質的に支配もしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 本新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三

者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。) についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料および法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件が全て履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではありません。

(d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもってまたは無償で、取得することができます。

(a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

本プランにおける対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)および(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

(b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本プランにおける対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件および取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価と

して、取得することができます（1株未満の端数は切り捨てられます。）。

(i) 行使条件

第2新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大量買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大量買付者が大量取得行為等を中止または撤回し、かつ、その後も大量取得行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大量買付者の議決権割合（ただし、その計算に当たっては大量買付者やその共同保有者または特別関係者以外の非適格者についても当該大量買付者の共同保有者または特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、または、(β)大量買付者の議決権割合として当社が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大量買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大量買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金および準備金に関する事項

本新株予約権の行使および取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金および資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1 株につき本新株予約権 1 個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大量取得行為等が中止もしくは撤回されない場合（仮に、事後的に大量取得行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大量取得行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、または、②大量買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守せず、大量取得行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大量取得行為等が行われてい

ることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大量取得行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大量買付者が大量取得行為等を撤回し、今後大量取得行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止または留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止しまたは無償割当てされた本新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当社株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当社が一旦本新株予約権の無償割当ての決議を行った後であっても、諸般の事由により変更が生じる可能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

大量買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当て手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大量買付者が大量取得行為等を撤回し、今後大量取得行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止または留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主および投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示いたします。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることになります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を

行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり、本新株予約権の目的となる株式の数に 1 円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき当社取締役会が定める数の当社株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

株主の皆様に割り当てられた本新株予約権は、上記 4.(1)のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の 2 週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 4.(1)⑥に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることになります。この際、株主の皆様において金銭の払い込みは必要ありませんが、当社から交付される当社株式を記録するための振替口座について、株主の皆様には一定の手続をお願いする場合があります。

ただし、非適格者については、本新株予約権の行使または当社による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記 4.(1)⑥(b)のとおり、第 2 新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

(d) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

四 本プランの合理性

1. 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、ならびに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則および同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本プランにおいても充足されていると当社は考えております。

2. 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

上記のとおり、本プランは、取締役会の決議により導入され、本日付で効力が生じるものですが、本総会後に最初に開催される取締役会の終結時までを当初有効期間としており、本総会において本プランの更新を議案としてお諮りさせていただくことを予定しております。仮に、本総会において、本プランの更新に関して、株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。

また、当社は、本プランに基づく対抗措置を発動するに際しても、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。大量買付者には上記三 3.(2)に記載した手続を遵守するよう要請いたしますが、大量買付者が同要請に従って手続を遵守する場合はもちろん、遵守しない場合であっても、最終的には株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無がなされることになります。

このように本プランは、株主の皆様のご意思を最大限尊重するものです。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

上記2.のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大量取得行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大量買付者が上記三 3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記三 2.(2)のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、対抗措置の発動

の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立性のある社外取締役から構成される独立委員会による勧告を必ず受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性および合理性が担保されております。

したがって、本プランは、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

4. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、下記五に記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

五 本プランの廃止の手続および有効期間

本プランは、本日から効力が生じ、その当初有効期間は、本総会後に最初に開催される取締役会の終結の時までとしており、本総会において本プランの更新を議案としてお諮りさせていただくことを予定しております。仮に、本総会において、本プランの更新に関して、株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。なお、上記のとおり、本プランは、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、MM 社またはその他の当事者による大量取得行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大量取得行為等の懸念がなくなった後において、本プランを維持することは予定されております。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i)当社社外取締役、または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役であった独立委員会委員が、当社の取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
上記にかかわらず、本プランが独立委員会委員の任期の途中で廃止された場合には、独立委員会委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議および決議において、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本プランに係る対抗措置の発動の停止
 - ③ ①および②の他、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ④ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーを含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（Web 会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員として、以下の3名を選任いたしました。

氏 名： 中島 文明（なかじま ふみあき）
生 年 月 日： 1959 年 11 月 3 日

略歴： 1983 年 4 月 昭和電線電纜株式会社（現 SWCC 株式会社）入社
2016 年 6 月 同社 代表取締役・取締役社長
2019 年 6 月 当社 取締役（現任）
2020 年 4 月 東京水道株式会社 社外取締役・監査等委員（現任）
2021 年 1 月 泉州電業株式会社 理事執行役員兼国際本部副本部長（現任）
現在に至る

中島文明氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 嶋田 両児（しまだ りょうじ）
生 年 月 日： 1968 年 4 月 1 日

略歴： 1992 年 10 月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）大阪事務所入所
1997 年 5 月 公認会計士登録
1997 年 10 月 太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）東京事務所入所
2007 年 7 月 株式会社ソリューションスクエア設立 同社 取締役（現任）
2007 年 7 月 嶋田公認会計士事務所設立 同所長（現任）
2022 年 6 月 当社 取締役監査等委員（現任）
現在に至る

嶋田両児氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 倉橋 希美（くらはし のぞみ）
生 年 月 日： 1983 年 6 月 23 日

略歴： 2012 年 12 月 弁護士登録
2013 年 1 月 田中法律事務所入所（現任）
2024 年 6 月 当社 取締役監査等委員（現任）
現在に至る

倉橋希美氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

大量買付者に提供を求める情報

1. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大量取得行為等の目的、方法および内容等（大量取得行為等の対価の価額・種類、大量取得行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為等の方法の適法性、大量取得行為等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大量取得行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大量取得行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大量取得行為等の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大量取得行為等の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

以上